

倫 理 規 程

秋田県小学生バレーボール連盟

(目的)

第1条 この規程は、秋田県小学生バレーボール連盟（以下「県小連」という。）の全ての関係者（以下「県小連関係者」という。）が、その責務に反しスポーツ関係者としての倫理に照らして逸脱する行為により、他からの疑惑や不信を招き批判を受ける事のないよう、あらかじめガイドラインとして禁止事項を示し、注意を喚起することで、県小連の社会的な信頼の確保と県内の小学生バレーボールの健全な普及・発展を目的とする。

(適用範囲)

第2条 前条に規定する「県小連関係者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 県小連役員(会長、副会長、理事長、常任理事、理事、監事)
- (2) 地区小連役員
- (3) 県小連に加盟登録したチームおよび登録構成員
- (4) 前号の登録構成員として登録された選手の保護者

(責務および禁止事項)

第3条 県小連関係者は、県小連が定めた諸規程や決定事項および競技規則を順守し、常にスポーツ関係者としての品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の模範となるように行動し、バレーボールの健全な普及・発展に努めなければならない。

2 県小連関係者が、日本小学生バレーボール連盟（以下「日小連」という。）の定めるコンプライアンス規程に規定する違反行為および次の各号に掲げる行為（以下「違反行為」という。）を行ってはならない。

- (1) 県小連の定めた規程や決定した方針に従わないこと等、県小連への背信行為。なお、方針を決定した場合は、地区小連を通じ、その内容を関係する県小連関係者に直接または地区小連を経由して通知しなければならない。（電子メールによる通知を可とする。）
- (2) 犯罪行為および社会規範に対する背信行為等、県小連関係者として著しく品位または名誉を傷つける、その他スポーツマン精神に反する行為
- (3) 小学生の体力向上から逸脱した厳しい日常練習や対外試合
- (4) 体罰・暴力行為、セクシャルハラスメント、個人的な差別、暴言等人権尊重の精神に反する行為
- (5) 選手の所属に係わる正当な手続きを経ずに、選手の移籍を行うこと。
- (6) J V A－M R S登録における不正行為
- (7) 選手の引き抜き行為

- 3 県小連関係者は、都道府県小連または日小連から永久追放された者および活動停止の処分を受けその期間中の者と共にバレーボールにかかる活動（指導を受けることを含む。）をしてはならない。
- 4 県小連関係者は、県小連が主催若しくは主管する大会および講習会等（以下競技会等という。）に際して、その開始日から14日以前および当該競技会等開催期間中において、自身が関係するチームにおいてインフルエンザ、感染性胃腸炎、その他感染性の疾病に罹患の事実、または感染したおそれがあることを知り得た場合、当該競技会等の開始前まで、当該競技会等開催期間中にあっては直ちに、主催者にその旨を申告しなければならない。また、申告を受けた主催者は、競技会等の運営において、中止の判断を含め、適切に対応しなければならない。

（倫理委員会）

第4条 倫理委員会の委員構成は、専門委員会規程によるほか、倫理委員の中から委員長が選任した事務局員がその事務を統括する。

- 2 県小連会長は、違反行為または違反行為の疑い（以下「違反行為等」という。）の情報および事実を知り得た場合には、理事長、倫理委員長および当該事案に係る地区小連理事長等（以下調査担当者という。）が連携し必要な調査を実施の上、倫理委員会を招集する。
- 3 倫理委員会は、調査担当者から違反行為等の概要について報告を受け、本規程の目的を真摯に解釈しその処理にあたり、別記「秋田県小学生バレーボール連盟関係者処分基準」に基づき、前条第2項から第4項の違反行為に対する処分内容を決定するものとする。

（違反行為等の調査）

第4条の2 県小連会長は、前条第2項の調査にあたり、常任理事の中から担当者を指名して調査させることができる。

- 2 県小連関係者は、誠意を持って前項の調査に協力しなければならない。

（処分に係る用語の定義）

第5条 この規程による主な処分の種別や処分に係る用語は、次の例による。

- 2 「厳重注意」とは、違反行為者に反省を促すとともに、再発防止を目的とした注意をいう。
- 3 「活動停止」とは、期限を定め被処分者または被処分チームの活動を停止することをいう。（チームまたは登録構成員に対して適用し、県小連が主催若しくは主管する競技会等への出場、参加の停止および練習等の活動を停止すること。なお、さらなる違反行為

の可能性がある場合や悪質な場合、期限を無期限とする場合がある。)

- 4 「永久追放」とは、自身の違反行為により、県小連への構成員の加盟・登録が抹消されることをいう。(当該処分における県小連の瑕疵がない限り、再び登録することはできない。)
- 5 「チームの登録取消し」とは、県小連へのチーム、選手及びベンチ役員の加盟・登録が取消されることをいう。(本連盟が主催、共催または主管する大会、交流大会およびそれらにつながる地区小連予選会並びに研修会および講習会への参加を認めない。なお、別指導者等のベンチ役員により従前選手で再編成されたチームについては、再登録を認める。)
- 6 「引抜き」とは、他チームに所属している選手が他チーム関係者からの、または当該チーム関係者から依頼を受けた者からの勧誘を受けて、当該チームに移籍、または移籍しようとする行為をいう。

(違反行為への対処)

第6条 県小連は、第3条第2項から4項の違反行為を行った県小連関係者に対して、倫理委員会により決定された処分を命ずることができる。また、県小連は、県小連関係者が当該違反行為に及ぶおそれがある事象を感知した場合、予め当該対象者に対して、適切に対応するよう助言・指導することができる。

- 2 前項前段の処分を決定するにあたっては、公正を期するために、違反行為者に弁明の機会を設けるものとする。
- 3 県小連会長および倫理委員長は、違反行為の対象者の処分にあって、弁護士等、関係する法令等の知見を持ち合わせた有識者または機関に対し、その内容が適切なものであるかどうかについて、確認、相談することができる。その費用は、県小連が負担する。
- 4 処分の決定は、県小連会長名で文書により、被処分者へ処分の理由を付して通知しなければならない。
- 5 倫理委員会は、秋田県バレーボール協会および違反行為の対象者が所属する地区小連と連携し、その処分に係る業務を遂行するものとする。
- 6 県小連会長は、違反行為および処分の内容並びに被処分者の氏名およびその所持する小学生バレーボールにかかる資格種別を、速やかに常任理事会および日小連に報告しなければならない。また、必要に応じて東北小学生バレーボール連盟と連携を図るものとする。
- 7 期限を有する処分を受けた者は、日小連の共有ハンドブックを熟読し、その期限内に自身が受けた処分に関係するレポートを県小連に提出しなければ、復帰することはできない。なお、レポートの内容および様式は、県小連が当該処分通知書に付して指定するものとする。

(不服申立て手続き)

第7条 第5条第1項の処分を受けた者は、その処分に不服がある場合、県小連会長に対して、不服を申立てることができる。

2 不服の申立ては、処分の決定があつたことを知った日の翌日から起算して14日以内に書面により、提出しなければならない。

3 前項の不服申立てを受けたときは、常任理事会が、処分理由の有無及び処分手続の適否について調査・決定し、県小連会長がその結果を申し立て者に通知する。

4 前項の決定に対して、被処分者は再度の不服申立てはできない。

(その他)

第8条 本規程は、常任理事会の議決をもって変更することができる。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月2日から施行する。(修正および改正)

附 則

この規程は、令和3年4月3日から施行する。(改正)

附 則

この規程は、令和4年4月2日から施行する。(改正)

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。(改正)

附 則

この規程は、令和7年4月5日から施行する。(改正)

別記

秋田県小学生バレーボール連盟関係者処分基準

秋田県小学生バレーボール連盟（以下県小連）が、加盟する団体または団体の登録構成員に対する代表的な違反行為についての標準的な処分内容は、「日本小学生バレーボール連盟関係者処分基準」に準じ、次のとおりとする。

処分は、形式的・機械的に適用するのではなく、「日本小学生バレーボール連盟関係者処分基準」の＜各種事案に対して考慮すべき要素＞を参考とし、個別の事案に応じた考慮すべき内容を的確に把握し、過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等を総合的に考慮したうえで、次の表１から表１０に掲げる処分内容を基準として決定する。

なお、日本小学生バレーボール連盟が、その「コンプライアンス規程」で定める「処分の種類、内容」（コンプライアンス規程第７条）と県小連が、その「倫理規定」で定める「処分に係る用語の定義」（倫理規定第６条）において、同様の用語であっても、その意味に相違があるので注意すること。

表１ 指導対象者、関係者等に対する身体への不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす行為

違反行為の程度・結果	処分内容
被害者に傷害を負わせなかった。	・活動停止 3 か月～6 か月
被害者に全治 1 か月未満の傷害を負わせた。	・活動停止 6 か月～1 2 か月
体罰・暴力等により、被害者に全治 1 か月以上の傷害を負わせた。	・活動停止 1 2 か月～活動停止無期限
体罰・暴力等により ①死亡するに至らしめた。 ②重大な後遺障害が残る障害を負わせた。 ③刑事処分をされた。 ④心身に重大な障害を負った。 ⑤退部などバレーボール活動の中止に至らしめた。	・活動停止 1 2 か月～活動停止無期限 ・永久追放 ・チームの登録取消し (チームによる隠蔽及び責任がある場合)

表２ 指導対象者、関係者等に対する人格を否定するような発言・侮辱等（以下「暴言等」）心身に有害な影響を及ぼす言動

違反行為の程度・結果	処分内容
偶発的な暴言等で、被害者及びその周囲の者のバレーボール活動環境を悪化させるまでに至らなかった。	・口頭による厳重注意
被害者及びその周囲の者のバレーボール活動環境を悪化させるまでに至らなかった。	・文書による厳重注意
暴言等の内容にかかわらず、被害者及びその周囲の者のバレーボール活動に支障が生じた。	・活動停止 3 か月～1 2 か月

暴言等を繰り返し、 ①死亡するに至らしめた。 ②被害者及びその周囲の者の心身に重大な障害を与えた。 ③刑事処分をされた。 ④退部などバレーボール活動の中止に至らしめた。	・永久追放 ・チームの登録取消し （チームによる隠蔽及びチームに責任がある場合）

表3 指導対象者、関係者等に対する身体的接触を含むわいせつ行為等心身に有害な影響を及ぼす行為やわいせつな言辞（言葉・言葉遣い）、性的な内容電話・手紙・電子メールの送付、つきまとい等の性的な言動（以下「性的言動」という）

違反行為の程度・結果	処分内容
被害者及びその周囲の者のバレーボール活動環境を悪化させるまでに至らなかった。	・活動停止3か月～12か月
被害者及びその周囲の者のバレーボール活動に支障が生じた	・活動停止12か月～活動停止無期限
わいせつ行為及び性的言動 ①死亡するに至らしめた。 ②被害者及びその周囲の者の心身に重大な障害を与えた。 ③刑事処分をされた。 ④退部などバレーボール活動の中止に至らしめた。	・永久追放 ・チームの登録取消し （チームによる隠蔽及び責任がある場合）

表4 指導対象者、関係者等に対して体力や競技力の向上、健康増進等とは明らかに無関係な不適切な指導（いわゆる「しごき」や「おいこみ」、罰としての特訓等）やスポーツ活動

違反行為の程度・結果	処分内容
偶発的に行われた不適切な指導であったが、被害者のバレーボール活動に支障が生じるまでに至らなかった。	・口頭による厳重注意
継続的に行われたあるいは悪質と認められる不適切な指導であったが、被害者のバレーボール活動に支障が生じるまでに至らなかった。	・文書による厳重注意
不適切な指導の内容にかかわらず、被害者及びその周囲の者のバレーボール活動に支障が生じた。	・活動停止3か月～12か月
不適切な指導にかかわらず、 ①死亡するに至らしめた。 ②被害者及びその周囲の者の心身に重大な障害を与えた。 ③刑事処分をされた。 ④退部などバレーボール活動の中止に至らしめた。	・活動停止12か月～永久追放 ・チームの登録取消し （チームによる隠蔽及び責任がある場合）

表5 所属チームにおける横領、窃取、詐取、各種補助金・助成金の不正受給、脱税等の不適切な経理処理

違反行為の程度・結果	処分内容
------------	------

他者が不適切な経理処理を行っていることを知っていながら適切な機関・チーム体・人物に報告しなかった。	・文書による嚴重注意
不適切な経理処理を行い、 ①自己の利益を図った。 ②他の目的に流用した。 ③刑事処分をされた。	・永久追放

表6 県小連への背信行為、犯罪行為および社会規範に対する背信行為

違反行為の内容	処分内容
県小連の定めた規程や決定した方針に従わない。	・文書による嚴重注意 ・活動停止3か月～活動停止無期限 ・永久追放
県小連関係者として著しく品位または名誉を傷つける、その他、スポーツマン精神に反する行為	・文書による嚴重注意 ・活動停止3か月～活動停止無期限 ・永久追放

表7 JVA-MRSおよび県小連への加盟登録における不正行為

違反行為の内容	処分内容
加盟登録手続き時、故意に二重登録や虚偽登録した。 JVA-MRSのIDおよびパスワードを当該登録構成員またはその保護者に知らせない。	・活動停止6か月～12か月
移籍の申し出に対して ①故意に手続きを行わない。 ②故意に手続きを遅延	・活動停止6か月～12か月

表8 選手の引抜き行為

違反行為の内容	処分内容
引抜きの事実が確認された。	・文書による嚴重注意 ・活動停止3か月～活動停止無期限 ・チームの登録取消し

表9 永久追放された者等との活動行為

違反行為の内容	処分内容
永久追放された者および活動停止の処分を受けた期間中の者から指導を受けたり、共にバレーボールに係る活動を行った。	・文書による嚴重注意 ・活動停止1か月～6か月

表10 感染症対策違反

違反行為の内容	処分内容
競技会等への参加時、チーム関係者が感染性の疾病に罹患の事実、または罹患したおそれがあることを知り得ていながらその事実を競技会等の主催者に申告をしない。 上記行為の繰り返し	・文書による嚴重注意 ・活動停止1か月～活動停止無期限、永久追放